

## 障がい児・者福祉

核家族化の進行などに伴う社会環境の変化、障がいの重度化・重複化、精神障がい者や難病患者に対する福祉施策の拡充の必要性など、新たな課題が発生するとともに、障がいのある人のニーズも多様化してきており、国においても社会福祉構造改革が進められ、平成18年4月には身体、知的、精神の障がい種別に関わらず、一元的なサービスの提供や就労支援などを柱とした障害者自立支援法が、平成23年8月には障害者基本法の一部を改正する法律が施行されたところであり、さらに平成24年6月には、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）と改め、新たな障害保健福祉施策を講ずることとしています。

市においても平成18年度に障害者基本法に基づき、障がいのある人の施策全般にわたる基本的な事項を定める中長期の計画として「函館市障がい者基本計画」を策定するとともに、その実施計画として障害者自立支援法に基づく「函館市障がい福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの必要量とその確保に関し定め、障がい者施策のさらなる推進を図ることとしています。

### 1 障がい児・者の状況

#### 〔身体障がい〕

#### 身体障がい児・者の障がい別・等級状況

(平成25年4月1日現在 単位:人)

障がい区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比(%)
視覚障がい	18歳未満	6	1	0	2	3	1	13	7.4%
	18歳以上	346	303	83	59	117	76	984	
	計	352	304	83	61	120	77	997	
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	0	12	3	2	0	16	33	8.0%
	18歳以上	72	239	150	237	3	352	1,053	
	計	72	251	153	239	3	368	1,086	
音声・言語そしゃく機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0.9%
	18歳以上	0	8	79	41	0	0	128	
	計	0	8	79	41	0	0	128	
肢体不自由	18歳未満	49	14	13	13	5	0	94	56.2%
	18歳以上	1,245	1,460	1,727	2,238	609	247	7,526	
	計	1,294	1,474	1,740	2,251	614	247	7,620	
内部障がい	18歳未満	20	0	6	4	0	0	30	27.4%
	18歳以上	2,564	33	513	578	0	0	3,688	
	計	2,584	33	519	582	0	0	3,718	
計	18歳未満	75	27	22	21	8	17	170	100.0%
	18歳以上	4,227	2,043	2,552	3,153	729	675	13,379	
	計	4,302	2,070	2,574	3,174	737	692	13,549	
構成比(%)		31.8%	15.3%	19.0%	23.4%	5.4%	5.1%	100.0%	

## 障がい別状況

(各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	23			24			25		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
視覚障がい	14	988	1,002	13	967	980	13	984	997
聴覚・平衡 機能障がい	31	1,083	1,114	32	1,087	1,119	33	1,053	1,086
音声・言語・ そしゃく機能 障がい	1	125	126	1	128	129	0	128	128
肢体不自由	103	7,436	7,539	98	7,518	7,616	94	7,526	7,620
内部障がい	32	3,615	3,647	33	3,649	3,682	30	3,688	3,718
計	181	13,247	13,428	177	13,349	13,526	170	13,379	13,549

## 等級別状況

(各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	23			24			25		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
1 級	86	4,140	4,226	77	4,217	4,294	75	4,227	4,302
2 級	27	2,134	2,161	31	2,105	2,136	27	2,043	2,070
3 級	25	2,586	2,611	26	2,574	2,600	22	2,552	2,574
4 級	21	2,961	2,982	18	3,047	3,065	21	3,153	3,174
5 級	7	755	762	7	729	736	8	729	737
6 級	15	671	686	18	677	695	17	675	692
計	181	13,247	13,428	177	13,349	13,526	170	13,379	13,549

## 〔知的障がい〕

## 知的障がい児・者の程度別状況

(各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	23			24			25		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
重 度	139	828	967	116	862	978	114	891	1,005
中度・軽度	333	1,006	1,339	320	1,076	1,396	335	1,127	1,462
計	472	1,834	2,306	436	1,938	2,374	449	2,018	2,467

## 〔精神障がい〕

## 等級別状況

(各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	23			24			25		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
1 級	0	218	218	0	213	213	1	206	207
2 級	2	1,369	1,371	1	1,434	1,435	1	1,444	1,445
3 級	2	422	424	0	516	516	2	571	573
計	4	2,009	2,013	1	2,163	2,164	4	2,221	2,225

## 2 函館市障がい者基本計画，函館市障がい福祉計画

### ◎函館市障がい者基本計画

#### (1) 計画策定の趣旨等

この計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画であるとともに、「函館市基本構想」の実現に向け、「函館市地域福祉計画」，「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画」などの他の諸計画との整合性を図りながら，本市の障がい者施策の基本となる計画であり，障がい者計画としては第4次になるものです。

#### (2) 計画の期間

計画の期間は，平成18年度から平成27年度までの10か年とし，社会情勢やニーズの変化，前期の事業の進捗状況などを踏まえ，中間年（平成22年度）に「函館市障がい者基本計画後期推進指針」を作成しました。

#### (3) 計画の基本的考え方

##### ○ 計画の基本理念

この計画は，障がいのある人の基本的人権が尊重され，乳幼児期から高齢期に至るライフステージのすべての段階において，身体的，精神的，社会的な適応能力の回復にとどまらず，地域の中で自立した生活ができるよう，あらゆる分野のサービスが有機的，体系的に提供される社会を目指す「リハビリテーション」の理念と，障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承し，この理念のもとに，障がいのある人が自立し，生きがいを持ち，安心して暮らすことのできるまちを目指します。

##### ○ 計画の基本的な方向

###### ① 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が自らの選択により，できるだけ身近なところで必要なサービスを受けながら，住み慣れた地域での生活の継続や，入所施設から地域生活への移行が促進されるよう，一人ひとりの障がいに応じたニーズを的確に把握し，障がいの特性に対応した適切な保健・医療・福祉サービスを提供する体制の整備・充実を図ります。

###### ② 自立と社会参加の促進

障がいのある人が可能な限り自らの選択と決定により，自立して主体的に行動し，その行動に責任を負うとともに，社会のあらゆる活動に参加し，地域において生きがいを持って生活できるよう，乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援，就労支援など，ライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援の充実に努めます。

###### ③ バリアフリー社会の実現

障がいのある人の生活環境を整備するという観点から，地域社会に存在する偏見と差別といった心のバリア，住まいや移動等の環境のバリア，情報のバリアなど，地域生活を阻むソフト・ハード両面にわたる様々なバリアの解消に努めるとともに，障がいのある人の地域生活を支える市民の主体的な地域福祉活動を推進します。

#### (4) 分野別施策

##### 第1 地域生活の支援体制の充実

###### ① 生活支援

###### 【基本的な考え方】

障がいのある人が自らの選択により、ライフステージに応じて必要なサービスを利用しながら、地域で生活するために、身近な相談支援体制や、利用者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備を図るとともに、障がい福祉サービスの量的・質的な充実に努めます。

###### 【施策の推進方向と主要施策】

- ア 相談支援機能の充実
  - ・相談支援体制の構築
- イ 日常生活支援体制の整備
  - ・障がい福祉サービスの提供基盤の整備
  - ・地域生活支援事業の創設
  - ・補装具・日常生活用具の有効活用
- ウ 重度化・高齢化への対応
  - ・家族等に対する支援体制の充実
  - ・ケアホーム（共同生活介護）の整備の推進
  - ・重度の障がいのある人に対する支援体制の整備
- エ 地域生活への移行の促進
  - ・地域生活への移行の支援
  - ・入所施設の機能の拡充・転換
- オ 住居の確保
  - ・グループホーム等の整備
  - ・公営住宅等の整備
- カ 各種障がいへの対応
  - ・障がいのある人への支援の充実
- キ 生活安定施策の推進
  - ・経済的支援の充実
- ク サービスの質の向上
  - ・各種研修の充実等
- ケ 権利擁護の推進
  - ・権利擁護施策の推進

## ② 保健・医療

### 【基本的な考え方】

障がいのある人に対する適切な保健・医療・リハビリテーション体制の充実と、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図るとともに、障がいのある人やその家族の療育・療養生活を支援します。

### 【施策の推進方向と主要施策】

- ア 障がいの予防対策の充実
  - ・母子保健対策の推進
  - ・生涯を通じた疾病予防対策の充実
- イ 早期発見と早期治療の充実
  - ・周産期・乳幼児期に対する早期発見・早期治療対策の推進
  - ・青年期からの疾病の早期発見・早期治療対策の推進
- ウ 障がいのある人の保健・医療の充実
  - ・難病対策の充実
  - ・精神障がい者施策の充実
  - ・リハビリテーション医療体制の整備
  - ・医療給付等の充実

## 第2 自立と社会参加の促進

### ① 教育・育成

#### 【基本的な考え方】

障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行うため、障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から学校卒業時まで地域で一貫して計画的に教育や療育を行い、身体障がい、知的障がいおよび自閉症、LD、ADHD等の発達障がいなどにより、教育・療育に特別なニーズのある子どもに対して適切な支援を行うための体制の充実を図ります。

本人および保護者の意向を十分に尊重し、最も適切な教育を受けることができるよう、就学指導体制の充実や教育施設の整備を進めるほか、障がいのある子どもの特性に応じた多様な教育を展開し、関係機関との連携を図りながら、障がいのある子どもに関する研修体制の整備や情報提供の場の確保を図ります。

#### 【施策の推進方向と主要施策】

- ア 障がい児療育の充実
  - ・保健，医療，福祉，教育の連携
  - ・療育体制の充実
  - ・障がい児保育の充実
- イ 学校教育の充実
  - ・教育相談・指導体制の整備
  - ・教育内容の充実
  - ・障がいの特性に配慮した教育の充実
  - ・職員研修の充実
  - ・学校外活動の推進

- ・施設のバリアフリー化の促進

## ② 雇用・就労

### 【基本的な考え方】

事業主はもとより、広く市民に対し障がいのある人の雇用についての理解を深めることにより、働きやすい環境づくりに努めるとともに、障がいのある人の意欲と能力に応じた就業機会の拡大や北海道、公共職業安定所等の関係機関との連携のとれた就労支援を推進し、多様な働き方を可能にする施策の充実を図ります。

### 【施策の推進方向と主要施策】

#### ア 雇用の促進

- ・障がいのある人の雇用の啓発
- ・職場への定着のための支援
- ・相談、情報提供の充実
- ・各種助成制度の周知活用
- ・市職員への障がいのある人の雇用の促進

#### イ 就労機会の拡大

- ・職域の拡大

#### ウ 職業訓練の充実

- ・職業能力の向上

## ③ 社会参加

### 【基本的な考え方】

障がいのある人の生活を豊かにするため、社会生活を行ううえで必要な知識や技術を習得する機会を充実するとともに、スポーツ・文化活動などへの参加機会の拡大と指導員等の人材の確保に努め、社会参加活動に対する支援の拡充を図ります。

### 【施策の推進方向と主要施策】

#### ア 社会参加の促進

- ・社会参加の促進
- ・ボランティアとの連携

#### イ スポーツ・文化活動の推進

- ・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・文化活動の推進

#### ウ 行事等への参加の促進

- ・行事等への参加の促進
- ・情報提供の充実

## 第3 バリアフリー社会の実現

### ① 啓発・広報

#### 【基本的な考え方】

障がいの有無に関わらず、互いの個性を尊重し、支え合うノーマライゼーションの理念

の普及や、障がいについての正しい理解の促進、市民全体の地域福祉活動の推進を図るため、各種広報手段を活用し、啓発・広報活動の充実に努めます。

#### 【施策の推進方向と主要施策】

- ア ノーマライゼーション理念の啓発
  - ・啓発活動の推進
- イ 心のバリアフリーの促進
  - ・福祉教育の推進
- ウ ボランティア活動の促進
  - ・ボランティア活動の促進
- エ 交流の促進
  - ・地域交流の促進
  - ・広域交流の促進
  - ・国際交流の促進

### ② 生活環境

#### 【基本的な考え方】

障がいの有無に関わらず、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。

このため、障がいのある人をはじめとするすべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、公共的建築物、公共交通機関、歩行空間などの生活空間のバリアフリー環境の整備を促進します。

また、障がいのある人等に配慮した防災・防犯対策を推進します。

#### 【施策の推進方向と主要施策】

- ア 福祉のまちづくりの推進
  - ・福祉のまちづくりの推進
- イ 住まいの整備
  - ・住宅の確保
  - ・住宅改善の促進
- ウ 移動・交通対策の推進
  - ・道路、交通安全施設の整備
  - ・移動・交通手段の確保
  - ・外出支援の充実
- エ 防災・防犯対策の推進
  - ・防災・防犯対策の推進

### ③ 情報・コミュニケーション

#### 【基本的な考え方】

障がいのある人の自立と社会参加を支援するため、情報の取得やコミュニケーションが円滑に行われるよう、適切な方法による情報の提供に努めるとともに、IT等を活用した情報バリアフリー化の促進やコミュニケーション体制の充実に努めます。

#### 【施策の推進方向と主要施策】

- ア 情報バリアフリーの推進
  - ・情報提供の充実
- イ コミュニケーションの推進
  - ・コミュニケーション支援体制の充実

#### (5) 計画の推進

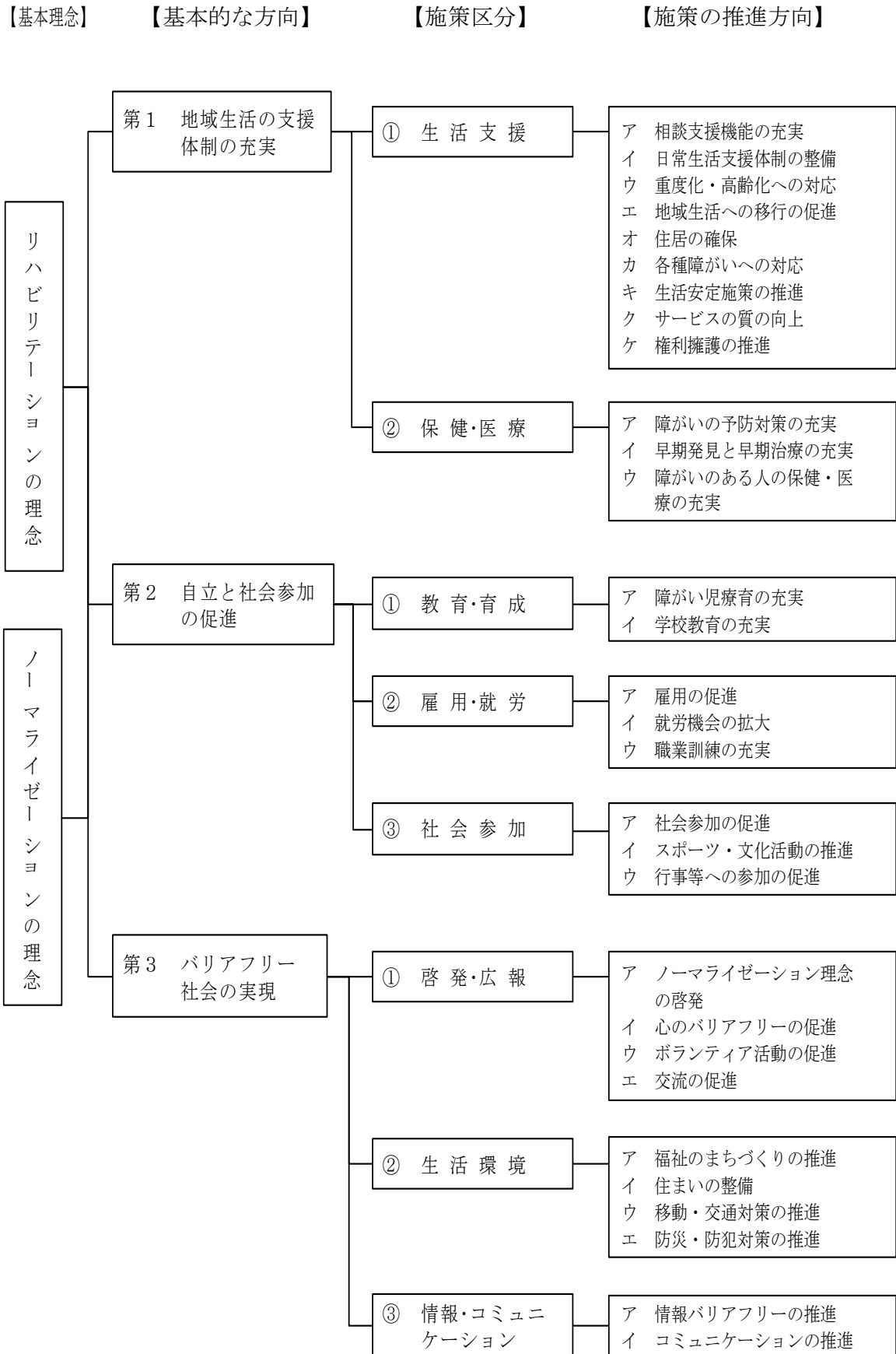
すべての市民が福祉に対する理解を深め、行政はもとより、障がいのある人、市民、ボランティア、関係機関・団体などが、それぞれの立場で力を合わせ、相互に連携しながら施策を展開することを基本とします。

関係部局等が密接に連携し、障がいのある人のニーズや事業の進捗状況等を把握しながら、一人ひとりの障がいの特性や、ライフステージに応じた支援を行うための適切なサービスが提供できるよう総合的に取り組みます。

必要に応じて国や北海道に要望などを行うとともに、これら関係機関との連携・協力を図りながら、各事業を推進します。



(6) 体系図



## (7) 函館市障がい者基本計画後期推進指針

### ○ 後期推進指針の趣旨等

計画期間の中間年にあたり、計画の基本理念を変えずに「障害者自立支援法」、「児童福祉法」等の改正など障がい者制度改革を進める国の動向や北海道の障がい者施策等を含めた社会情勢の変化を見据えるほか、障がいの有無、年齢、性別などを超えて、地域で生活するすべての人が、互いに多様な個性を理解し合い、思いやる地域社会の構築を目指す市の地域福祉施策や計画の前期の事業の進捗状況などを踏まえて、障がいのある人のニーズに応じた各種施策を効率的に推進することを目的とします。

### ○ 後期推進指針の期間

後期推進指針の期間は、平成23年度から平成27年度までの5か年とします。

### ○ 後期推進指針の方向

後期推進指針については、計画における基本的な方向に加え、個別事業ごとに、これまでの主な取組み状況から課題をとらえたうえで、次の視点で各種施策を推進していきます。

#### ① 相談体制の充実と利用の促進

計画で示した主要施策・個別事業については、おおむね順調に推移してきていますが、事業所等が少ないあるいは現行の支援内容では十分な満足が得られないサービスや、内容が十分に周知されていないと思われるサービスなどもあるため、乳幼児期・学齢期・青年期・高齢期のライフステージに応じて適切なサービス利用ができるよう相談体制のさらなる充実や情報の提供を行うとともに、民間事業者とも連携しながら、利用の促進を図っていきます。

#### ② 地域社会の支え合い

計画では、すべての市民が福祉に対する理解を深め、行政はもとより、障がいのある人、市民、ボランティア、関係機関・団体などが、それぞれの立場で力を合わせ、相互に連携しながら施策を展開することとしており、障がいのある人に対する移動支援や軽度の障がい児・者に対する見守りなど、行政だけでは十分に対応できないサービスについては、町会、関係団体などの地域社会で支え合い、補完し合いながらノーマライゼーション理念の醸成や環境づくりを推進していきます。

#### ③ 地域生活への移行の促進と環境の充実

国においては、施設入所者の地域生活への移行を促進していますが、障害福祉サービス等を利用している方（身体・知的・精神）を対象に市が平成22年度に実施した障がい者実態調査でも、多くの方が住み慣れた自宅や地域での生活を望んでいることが明らかとなり、そのため、障がいのある人の自立や家族等への支援が図られるよう、居宅サービスや日中活動サービスのほか、地域での居住の場となるグループホームやケアホームの整備についても、事業者に対して働きかけながら促進していきます。

また、施設のバリアフリー化のほか、教育や就労などのライフステージにおいても、障

がいのある人のニーズを踏まえながら各種施策を推進していきます。

## ◎第3期函館市障がい福祉計画

### (1) 計画策定の趣旨等

この計画は、障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画であるとともに、平成18年2月に策定した「函館市障がい者基本計画」の実施計画と位置付けており、第1期計画（平成18年度～20年度）、第2期計画（平成21年度～23年度）の計画の進捗状況等を踏まえ、障がい福祉サービスの必要量等を見込み、障害者施策のさらなる推進を図るため策定したものです。

### (2) 計画の期間

計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3か年とします。

### (3) 計画推進のための基本的事項

#### ○ 計画の基本理念

障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちを目指すという障がい者基本計画の理念のもとに、障がいのある人がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスの提供その他の支援を行うこととします。

#### ○ 計画推進のための基本的事項

##### ① 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいのある人が必要な障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立し社会参加することができるよう、障がい福祉サービスおよび相談支援ならびに市町村や都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保を図ります。

##### ② 3障がいに係る制度の一元化のもとでの総合的なサービス提供の推進

身体、知的および精神の障がい種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことを踏まえ、障がい福祉サービスの実施主体として、北海道および南渡島圏域の市町と連携しながら障がい福祉サービスの充実に努めます。

##### ③ 新たな課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に関するサービスの提供体制を整備するとともに、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関が連携し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの確立をめざします。

### (4) 第3期計画における重点的な取り組み

- ① 相談支援体制の充実・強化
- ② 地域の生活基盤・生活環境の整備
- ③ 地域社会の支え合い

- ④ 障がいのある人の就労の推進
- ⑤ 精神障がいのある人に係る地域相談支援の充実
- ⑥ 虐待防止に対する取組みの強化
- ⑦ 地域生活支援事業の推進
- ⑧ 障がいのある子どもに対する支援の強化

### (5) 平成26年度の数値目標

計画の策定にあたり、国および北海道から示された、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応するため、第2期計画までの進捗状況や函館市の障がい福祉に関するアンケート調査の結果等から地域の実情を踏まえ、平成26年度を目標年度とする数値目標を設定しました。

#### ○ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数 値	備 考
平成17年10月1日時点の入所者数 A	623人	平成17年10月1日の施設入所者数
	身体   知的   精神	
	185   419   19	
平成26年度末入所者数 B	553人	平成26年度末時点の利用人員
【平成26年度目標値】 ① 減少見込数 A-B	70人 (11.2%)	差引減少見込数 ( ) は、Aに対する割合
【平成26年度目標値】 ② 地域生活移行者数	144人 (23.1%)	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ地域移行する者の数 ( ) は、Aに対する割合

#### < 第2期計画までの進捗状況 >

##### 入所者数と減少数

区 分	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度 (見込)		
年度末現在の全入所者数 C	594人			596人			591人			588人			572人		
	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
	162	416	16	164	414	18	158	418	15	152	419	17	145	415	12
減少数 A-C	29人			27人			32人			35人			51人		
比 率 (A-C)÷A	4.7%			4.3%			5.1%			5.6%			8.2%		

基準日から累積した地域生活移行者数

期間（基準日～）	基準日から左記期間までの 累積した地域生活移行者数 D					備 考
	比率	身体	知的	精神		
～平成20年 3月31日	50人	8.0%	10人	29人	11人	上記のうち、地域の グループホームや ケアホーム等への 移行者数 (割合は、D÷A)
～平成20年10月 1日	56人	9.0%	13人	32人	11人	
～平成21年10月 1日	68人	10.9%	15人	40人	13人	
～平成22年10月 1日	76人	12.2%	19人	44人	13人	

○ 福祉施設から一般就労への移行

項 目	数 値	備 考
第1期計画策定時の 一般就労移行者数 A	4人	平成18年度北海道調査における函館市の 一般就労移行者数
【平成26年度目標値】 目標年度の 一般就労移行者数	12人 (3倍)	平成26年度において福祉施設を退所し 一般就労する者の数 ( ) は、Aに対する倍率

<第2期計画までの進捗状況>

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年間一般就労 移行者数 B	3人	6人	8人	9人	9人
倍 率 B÷A	0.8倍	1.5倍	2.0倍	2.3倍	2.3倍

○ 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	備考
平成26年度末の福祉施設利用者数 A	1,915人	平成26年度末において福祉施設*を利用する者の数
【平成26年度目標値】 目標年度末の就労移行支援事業の利用者数	40人 (2.1%)	平成26年度末において就労移行支援事業を使用する者の数 ( )は、Aに対する割合

\* 生活介護，自立訓練(機能訓練，生活訓練)，就労移行支援，就労継続支援(A型，B型)

○ 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

項目	数値	備考
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者 A	96人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者 B	481人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者 C = A + B	577人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する者の数
【平成26年度目標値】 目標年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合 A ÷ C	16.6%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち，就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合

(6) 計画の推進

① 関係機関との連携

自立支援給付および地域生活支援事業を円滑に実施するためには，障がいのある人と事業者，関係団体等，行政の連携が重要であることから，函館地域障害者自立支援協議会を核としたネットワークを充実・強化していきます。

② 国や北海道との連携

国や北海道と連携しながら，制度改正などの動向を的確に把握し，施策を推進していくとともに，本市の実情や課題を踏まえ，国や北海道に対し，制度の改善や財政措置の充実などについて要望していきます。

③ 計画の進行管理

計画の推進にあたっては，函館市福祉計画策定推進委員会において，各年度における障がい福祉サービスの利用や地域生活への移行の状況など，計画の進捗状況について点検・評価し，その結果をサービスの実施に反映させるとともに，市の関係部局との協力・連携を図りながら施策を推進していきます。

### 3 障害者総合支援法の施行

平成15年4月から実施された支援費制度は、サービスのあり方を、それまでの「措置制度」から「契約制度」へと大きく変え、自己決定、利用者本位の考え方を明確にし、障がいのある人の地域生活支援を前進させましたが、新たな課題も浮き彫りになり、これに対応する制度として、平成18年4月から障害者自立支援法が実施されることとなりました。

障害者自立支援法は、身体、知的、精神の障がい種別ごとにサービス提供の仕組みが分かれていた状況を改め、市町村が一元的に福祉サービスを提供する仕組みを創設するとともに、利用者本位のサービス体系に再編し、就労支援の抜本的強化を図るなどの内容となっています。

※障害者自立支援法は、平成25年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改正されました。

#### (1) 障害福祉サービス利用者の決定状況

(平成25年4月1日現在)

区 分		決定者数(人)
障害福祉サービス	身体・知的障がい者	1,928
	障がい児	120
	精神障がい者	303
介護給付	身体・知的障がい者	1,433
	障がい児	120
	精神障がい者	106
訓練等給付	身体・知的障がい者	495
	精神障がい者	197

#### (2) 自立支援給付

##### ① 障害福祉サービス

##### ア 居宅介護等サービス

内 容 居宅において、ホームヘルパーなどが介護、家事等の全般にわたる援助を行います。

実施状況

区分	年度			
	22	23	24	
身体障がい者	実 人 員	138 人	173 人	207 人
	延利用回数	23,680 回	33,124 回	35,077 回
	支 給 額	77,008 千円	98,341 千円	122,888 千円
知的障がい者	実 人 員	36 人	45 人	49 人
	延利用回数	4,658 回	6,044 回	6,532 回
	支 給 額	15,935 千円	21,178 千円	24,860 千円
障 がい 児	実 人 員	13 人	9 人	11 人
	延利用回数	934 回	987 回	484 回
	支 給 額	3,010 千円	3,409 千円	1,784 千円
精神障がい者	実 人 員	67 人	69 人	71 人
	延利用回数	5,032 回	5,209 回	4,822 回
	支 給 額	9,771 千円	10,819 千円	10,374 千円

平成25年度予算額 127,405千円（身体障がい者）、25,750千円（知的障がい者）、  
1,321千円（障がい児）、10,199千円（精神障がい者）、317千円（難病）  
費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

## イ 生活介護

内 容 施設における日中活動で、創作的活動、機能訓練、入浴等のサービスの提供を行います。

実施状況	年度			
	区分	22	23	24
	実 人 員	416 人	455 人	913 人
	延 利 用 回 数	82,419 回	91,671 回	201,789 回
	支 給 額	730,454 千円	849,472 千円	10,859,151 千円

平成 25 年度予算額 1,964,628 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

## ウ 児童デイサービス

内 容 障がいのある児童等に対し、早期療育を目的として、施設に通いながら、日常生活における基本的な動作の指導や集団行動への適応訓練などを行います。

実施状況	年度			
	区分	22	23	24
障がい児	実 人 員	36 人	96 人	70 人
	延 利 用 回 数	2,678 回	3,541 回	394 回
	支 給 額	15,297 千円	24,101 千円	2,904 千円
障がい児 (精神)	実 人 員	0 人	1 人	1 人
	延 利 用 回 数	0 回	4 回	3 回
	支 給 額	0 千円	26 千円	20 千円

\*平成 24 年度で事業終了（平成 24 年度については 1 ヶ月分のみの実績）

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

## エ 短期入所サービス

内 容 介護を行う方の病気その他の理由により、自宅で介護を受けられない障がい者に対して、短期間、入所した施設において適切な支援を行います。

実施状況	年度			
	区分	22	23	24
身体障がい者	実 人 員	19 人	26 人	27 人
	延 利 用 回 数	383 回	507 回	433 回
	支 給 額	3,388 千円	4,219 千円	3,856 千円
知的障がい者	実 人 員	59 人	57 人	54 人
	延 利 用 回 数	2,005 回	1,816 回	1,595 回
	支 給 額	14,603 千円	12,813 千円	11,952 千円
障がい児	実 人 員	27 人	20 人	18 人
	延 利 用 回 数	211 回	344 回	313 回
	支 給 額	1,371 千円	2,071 千円	2,654 千円
精神障がい者	実 人 員	2 人	3 人	3 人
	延 利 用 回 数	174 回	345 回	169 回
	支 給 額	925 千円	2,192 千円	1,098 千円

平成 25 年度予算額 4,119 千円（身体障がい者）， 12,586 千円（知的障がい者），

4,355 千円（障がい児）， 1,322 千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。



## オ 療養介護等

内 容 機能訓練，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護および日常生活上の援助を行います。

実施状況

年度	22	23	24
区分			
実 人 員	5 人	5 人	55 人
支 給 額	20,069 千円	20,274 千円	183,864 千円

平成 25 年度予算額 182,807 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担，4 分の 1 の道費負担があります。

## カ 施設入所支援

内 容 施設に入所する人に，夜間や休日，入浴，排泄，食事の介護等を行います。

実施状況

年度	22	23	24
区分			
実 人 員	232 人	241 人	581 人
延 利 用 回 数	80,527 回	85,222 回	191,514 回
支 給 額	285,303 千円	310,717 千円	750,328 千円

平成 25 年度予算額 767,900 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担，4 分の 1 の道費負担があります。

## キ 就労継続支援

内 容 一般就労等での就労が困難な人に，働く場を提供するとともに，知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

実施状況 【身体・知的障がい者分】

年度	22	23	24
区分			
実 人 員	283 人	315 人	436 人
延 利 用 回 数	57,715 回	69,197 回	84,733 回
支 給 額	305,136 千円	371,313 千円	485,171 千円

【精神障がい者分】

年度	22	23	24
区分			
実 人 員	26 人	65 人	130 人
延 利 用 回 数	3,189 回	6,161 回	19,615 回
支 給 額	16,233 千円	33,797 千円	107,585 千円

平成 25 年度予算額 548,135 千円（身体・知的障がい者），148,092 千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担，4 分の 1 の道費負担があります。

## ク 就労移行支援

内 容 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

実施状況 【身体・知的障がい者分】

区分	年度	22	23	24
実 人 員		26 人	23 人	36 人
延 利 用 回 数		6,607 回	5,076 回	5,414 回
支 給 額		53,519 千円	39,489 千円	42,355 千円

【精神障がい者分】

区分	年度	22	23	24
実 人 員		0 人	1 人	0 人
延 利 用 回 数		0 回	12 回	0 回
支 給 額		0 千円	110 千円	0 千円

平成 25 年度予算額 48,383 千円（身体・知的障がい者）

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

## ケ 自立訓練

内 容 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

実施状況 【身体・知的障がい者分】

区分	年度	22	23	24
実 人 員		35 人	23 人	31 人
延 利 用 回 数		7,920 回	5,027 回	4,725 回
支 給 額		50,640 千円	35,385 千円	31,571 千円

【精神障がい者分】

区分	年度	22	23	24
実 人 員		0 人	1 人	21 人
延 利 用 回 数		0 回	171 回	5,579 回
支 給 額		0 千円	1,161 千円	29,644 千円

平成 25 年度予算額 41,984 千円（身体・知的障がい者）， 44,441 千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

## コ 旧法施設支援

内 容 施設に入所または通所する人に、障がい種別に応じた治療や訓練・生活指導、職業訓練などを行います。

実施状況

年度		22	23	24
身体障がい者	実 人 員	133 人	119 人	117 人
	延利用回数	1,660 回	1,503 回	117 回
	支 給 額	512,029 千円	468,903 千円	36,504 千円
知的障がい者	実 人 員	334 人	313 人	259 人
	延利用回数	4,081 回	3,772 回	259 回
	支 給 額	833,370 千円	774,111 千円	53,912 千円

\*平成 24 年度で事業終了（施設入所等のサービスへ移行）

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

## サ 旧知的障害者通勤寮支援

内 容 就労に際し、一定期間入所して社会適応能力の向上を目指し、自立に必要な指導を行います。

実施状況

年度		22	23	24
知的障がい者	実 人 員	7 人	4 人	4 人
	延利用回数	85 回	57 回	4 回
	支 給 額	7,114 千円	4,844 千円	425 千円

\*平成 24 年度で事業終了（共同生活援助等のサービスへ移行）

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

## シ 共同生活介護・共同生活援助

内 容 夜間や休日に、共同生活を行う住居において、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに相談や日常生活上の援助を行います。

実施状況

年度		22	23	24
身体・知的障がい者	実 人 員	118 人	151 人	186 人
	延利用回数	40,327 回	47,313 回	60,584 回
	支 給 額	138,292 千円	174,701 千円	258,262 千円
精神障がい者	実 人 員	34 人	42 人	41 人
	延利用回数	11,095 回	13,047 回	14,585 回
	支 給 額	23,722 千円	33,778 千円	46,186 千円

平成 25 年度予算額 270,878 千円（身体・知的障がい者）， 59,790 千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

② 自立支援医療（更生医療）

開始年度 昭和 33 年度

内 容 身体の障がいの除去または軽減をして、職業能力を増進し、または日常生活を容易にすることなどを目的とした医療を行います。

対 象 者 18 歳以上の身体障害者手帳所持者

自己負担 医療費の原則 1 割負担とするが、月額負担の上限があります。

給付状況 (単位:人)

年度	22	23	24
区分			
視 覚 障 害	0	1	0
肢 体 不 自 由	35	30	25
じ ん 臓 機 能 障 害	714	790	833
肝 臓 機 能 障 害	2	2	3
免 疫 機 能 障 害	4	5	8
計	755	828	869
給付額(千円)	641,089	661,900	700,495

平成 25 年度予算額 727,456 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、4 分の 1 の道費負担があります。

③ 自立支援医療（精神通院）〔道事業〕

開始年度 平成 18 年度

内 容 心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むことや精神障がいの適正な医療の普及を図ることを目的とした医療を行います。

対 象 者 統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要するもの

自己負担 医療費の原則 1 割負担とするが、月額負担の上限があります。

給付状況 (単位:人)

年度	22	23	24
区分			
受給者数	4,564	4,591	4,691

平成 25 年度予算額 予算計上なし

費用の負担 全額道費負担

#### ④ 補装具

開始年度 昭和 24 年度（身体障がい者），昭和 23 年度（身体障がい児）

内 容 身体障がい者・児の失われた機能を補い，日常生活を円滑にするため，障がいに適した用具の購入または修理費を支給します。

自己負担 費用の原則 1 割負担ですが，月額負担の上限があります。

交付状況 【身体障がい者分】

(単位:件)

区分	年度	22	23	24	区分	年度	22	23	24
義 手		9 (1)	9 (3)	3 (1)	補 聴 器		177 (44)	165 (48)	173 (50)
義 足		25 (13)	31 (16)	17 (9)	車 い す		157 (71)	166 (73)	198 (92)
装 具		95 (13)	119 (16)	134 (24)	歩 行 器		2	7	5
座位保持装置		14 (9)	14 (10)	15 (11)	歩行補助つえ		12	21	11
盲人安全杖		19	17	34	電 動 車 い す		36 (29)	22 (14)	38 (27)
義 眼		2	0	0	そ の 他		3 (1)	2 (2)	2 (1)
眼 鏡		34 (2)	36 (3)	126 (5)	計		585 (183)	609 (185)	756 (220)
					交付額(千円)		48,490	49,227	63,321

交付状況 【身体障がい児分】

(単位:件)

区分	年度	22	23	24	区分	年度	22	23	24
義 足		2	0	1	座位保持いす		0	0	0
装 具		28 (2)	33 (2)	28 (3)	起立保持具		0	1	2 (1)
座位保持装置		13 (3)	14 (5)	25 (6)	歩 行 器		1	0	1 (1)
義 眼		1	2	0	歩行補助つえ		2	0	0
眼 鏡		5	4	2	そ の 他		0	1	0
補 聴 器		21 (18)	31 (18)	22 (19)					
車 い す		19 (5)	29 (6)	14 (3)	計		97 (31)	117 (31)	97 (34)
電 動 車 い す		5 (3)	2	2 (1)	交付額(千円)		10,722	17,756	12,069

※ ( ) 内数値は, 修理件数 (内数)

平成 25 年度予算額 54,317 千円 (身体障がい者), 17,323 千円 (身体障がい児), 71 千円 (難病)

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担, 4 分の 1 の道費負担があります。

### (3) 地域生活支援事業

#### ① 成年後見制度利用支援事業

開始年度 平成 16 年度

内 容 知的障がいや精神障がいのため，障がい者福祉サービスを利用するための手続きが困難で，一定の要件に該当する方に，成年後見制度の利用に係る費用を助成します。

平成 25 年度予算額 1,728 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

② 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

開始年度 平成 14 年度（手話通訳者：平成元年度，要約筆記奉仕員：平成 9 年度）

内 容 聴覚および言語機能障がい者が，手話通訳を必要とする場合には通訳者を，主として話しことばをコミュニケーション手段としている聴覚障がい者（中途失聴者，難聴者）が要約筆記を必要とする場合には，筆記者を派遣します。

登録者数 手話 33 名，要約筆記 23 名

派遣状況

(単位:件)

区分	年度	22	23	24
手話通訳		1,658	1,546	1,556
要約筆記		290	263	284

平成 25 年度予算額 11,428 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助，4 分の 1 の道費補助があります。

③ 日常生活用具給付等事業

開始年度 昭和 44 年度（障がい者），昭和 47 年度（障がい児）

内 容 在宅の重度障がい児・者の日常生活の便宜を図るため，障がいの種類と程度に応じて，各種の生活用具を給付（一部貸与）します。

給付・貸与状況（障がい者）

(単位:件)

区分	年度	22	23	24	区分	年度	22	23	24
特殊寝台		4	8	5	点字器		2	2	2
特殊マット		3	7	4	点字タイプライター		1	0	0
移動用リフト		1	0	1	視覚障がい者用ポータルコーダー		14	16	25
入浴補助用具		21	23	18	視覚障がい者用活字文書読上装置		0	4	4
頭部保護帽		8	0	7	視覚障害者用拡大読書器		23	24	38
T字状・棒状のつえ		10	14	10	盲人用時計		11	15	22
移動・移乗支援用具		10	18	11	聴覚障害者用通信装置		14	10	8
特殊便器		1	0	0	聴覚障害者用情報受信装置		34	48	36
電磁調理器		4	3	5	人工喉頭		4	6	11
聴覚障害者用屋内信号装置		19	10	3	点字図書		6	5	4
透析液加温器		8	7	6	居宅生活動作補助用具		8	14	10
ネプライザー		1	0	1	ストマ		5,148	5,358	5,728
電気式たん吸引器		1	3	1	紙おむつ		405	389	453
盲人用音声式体温計		4	5	8	その他		8	0	0
盲人用体重計		9	7	10	【貸与】福祉電話		0	0	0
携帯用会話補助装置		0	1	0	計		5,786	6,004	6,441
情報・通信支援用具		4	7	10	給付額(千円)		63,257	66,901	71,095

給付・貸与状況（障がい児）

（単位：件）

区分	年度			区分	年度		
	22	23	24		22	23	24
特殊寝台	0	0	0	情報・通信支援用具	0	1	1
特殊マット	2	0	1	点字器	0	0	0
移動用リフト	1	0	0	点字タイプライター	0	1	0
入浴補助用具	1	1	2	視覚障がい者用ホータブルコーダー	0	0	0
頭部保護帽	3	1	0	視覚障がい者用活字文書読上装置	0	0	0
T字状・棒状のつえ	0	0	0	視覚障害者用拡大読書器	0	0	1
移動・移乗支援用具	0	2	2	盲人用時計	0	0	0
特殊便器	0	0	0	聴覚障害者用通信装置	0	0	0
電磁調理器	0	0	0	聴覚障害者用情報受信装置	24	24	30
聴覚障害者用屋内信号装置	0	0	0	人工喉頭	0	0	0
透析液加温器	0	0	0	点字図書	0	0	0
ネプライザー	0	0	0	居宅生活動作補助用具	0	0	0
電気式たん吸引器	0	1	0	ストマ	24	24	24
盲人用音声式体温計	0	0	0	紙おむつ	328	360	373
盲人用体重計	0	0	0	その他	1	0	2
携帯用会話補助装置	0	0	0	計	384	415	436
				給付額(千円)	3,799	4,088	4,411

平成 25 年度予算額 67,715 千円（身体・知的障がい者），4,809 千円（身体・知的障がい児），530 千円（難病）

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助，4 分の 1 の道費補助があります。

④ 移動支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 屋外での移動が困難な障がい者に対し，社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

実施状況

区分	年度	22	23	24
		実人員	72 人	53 人
身体障がい者	延利用回数	3,275 回	1,729 回	20 回
	支給額	7,590 千円	4,031 千円	144 千円
	実人員	54 人	56 人	69 人
知的障がい者	延利用回数	1,460 回	1,369 回	1,449 回
	支給額	8,605 千円	8,273 千円	9,124 千円
	実人員	20 人	20 人	12 人
障がい児	延利用回数	160 回	126 回	75 回
	支給額	838 千円	608 千円	371 千円
	実人員	0 人	0 人	0 人
精神障がい者	延利用回数	0 回	0 回	0 回
	支給額	0 千円	0 千円	0 千円

平成 25 年度予算額 202 千円（身体障がい者），9,285 千円（知的障がい者），345 千円（障がい児），47 千円（精神障がい者）

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助，4 分の 1 の道費補助があります。

#### ⑤ 障害者地域活動支援センター事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 通所により創作的活動または生産活動の機会および社会との交流促進等の日中活動の場を提供し、障がい者の地域生活支援の促進を図ります。

実施施設 【身体・知的障がい者】 あいよる 21, おはよう

【精神障がい者】 千蚕社, 函館地域生活支援センター, 函館夢ファクトリー, 陽だまり, もみの木・函館, 夕陽が丘

平成 25 年度予算額 9,000 千円 (身体・知的障がい者), 54,000 千円 (精神障がい者)

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

#### ⑥ 障害者訪問入浴サービス事業

開始年度 平成 12 年度 (平成 11 年度までは高齢者等在宅生活支援事業で実施)

内 容 歩行が困難で移送に耐えられない等の事情がある在宅の身体障がい者を訪問し, 宅内もしくは車内で入浴サービスを提供します。

実施施設 【車内入浴】 函館リハビリセンター

【宅内入浴】 函館はくあい園, 旭ヶ岡の家, (株)ジャパソケアサービス

平成 25 年度予算額 2,813 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

#### ⑦ 日中一時支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 介護を行う方の病気その他の理由により, 自宅で介護を受けられない障がい児・者に対して, 昼間, 一時的に施設において日常生活の支援を行います。

実施施設 障がい者対象 19ヶ所, 障がい児対象 13ヶ所

平成 25 年度予算額 912 千円 (身体・知的障がい者), 1,007 千円 (障がい児),  
23 千円 (精神障がい者)

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

#### ⑧ 点訳奉仕員等養成事業

開始年度 平成 9 年度

内 容 点訳または, 朗読, 手話, 要約筆記に必要な技術等の指導を行い, これらに従事する奉仕員を養成します。

実施状況 点訳奉仕員養成講座 8 回, 朗読奉仕員養成講座 8 回, 要約筆記奉仕員養成講座 (手書き) 10 回, 同 (パソコン) 10 回, 手話奉仕員養成講座 (入門) 30 回, 同 (基礎) 18 回, 同 (レベルアップ) 10 回

実施施設 函館市総合福祉センター

平成 25 年度予算額 1,175 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。



### ⑨ 身体障害者自動車運転免許取得助成事業

開始年度 昭和 50 年度

内 容 身体障がい者 4 級以上の方に対して、第 1 種普通自動車運転免許の取得に要した経費の一部を助成します。(限度額 100 千円)

助成の状況

年度	22	23	24
区分			
助 成 人 員	6 人	3 人	2 人
助 成 金 額	600 千円	300 千円	200 千円

平成 25 年度予算額 500 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

### ⑩ 重度身体障害者用自動車改造助成事業

開始年度 昭和 52 年度

内 容 身体障がい者 1・2 級の重度の肢体不自由者が就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の操作装置および駆動装置などの改造に要した経費の一部を助成します。(限度額 100 千円)

助成の状況

年度	22	23	24
区分			
助 成 人 員	4 人	4 人	7 人
助 成 金 額	400 千円	400 千円	655 千円

平成 25 年度予算額 500 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

### ⑪ 身体障害者スポーツ教室

開始年度 平成 8 年度

内 容 障がい者の体力維持, 機能回復, 自立更生を図ることを目的に, サウンドテーブルテニス教室 (初心者コース, 競技者コース), フロアバレーボール教室, 車椅子バスケットボール教室, ボーリング教室, ブラインドサッカー教室等を開催します。

委 託 先 函館地区障害者スポーツ指導者協議会

平成 25 年度予算額 293 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

## ⑫ 障がい者のしおり発行

開始年度 昭和 54 年度

内 容 障がい福祉制度の周知を図るため、障がい者を対象とした各種制度（日常生活援助、費用負担軽減、年金・手当、医療等）の概要等を紹介した冊子を発行しています。

平成 25 年度発行予定部数 3,800 冊

平成 25 年度予算額 1,796 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

## ⑬ 視覚障害者用福祉ガイドブック作成

開始年度 昭和 60 年度

内 容 視覚障がい者の知識の向上を図るため「障がい者のしおり」等を録音し、障がい者へ配布します。

作成数 270 巻

平成 25 年度予算額 145 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

## ⑭ 中途障害者生活訓練事業

開始年度 平成 10 年度

内 容 中途障がい者に対し、自宅内およびその周辺地域等において、講師を派遣し、歩行訓練や日常生活に必要な訓練および指導等を行います。

委託先 (社福) 侑愛会

実施状況 受講人数 0 人 (平成 24 年度)

平成 25 年度予算額 197 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

## ⑮ 福祉機器リサイクル事業

開始年度 平成 6 年度

内 容 不用になった福祉機器を市民から提供してもらい、消毒やメンテナンスをして再利用し、福祉機器を必要とする障がい者等に給付します。

委託先 社会福祉法人 かいせい

実施状況

(単位:台)

区分	年度	22	23	24
提 供		20	11	20
給 付		6	6	7

平成 25 年度予算額 663 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

#### ⑩ 知的障害者青年教室

開始年度 平成6年度

内 容 知的障がい者に余暇を利用した集団活動を通じて、自立する力を身につけ、社会参加の機会を拡大することや、障がい者と健常者がレクリエーションを通じて、ふれあいを図ることを目的とした各種教室を開催します。

実施状況 リズム教室（年13回2教室）、スポーツ教室（年24回5教室）  
レクリエーション（年5回1教室）、創作（年6回2教室）

参加者 知的障がい者、身体障がい者、ボランティア等 延650人

平成25年度予算額 942千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助、4分の1の道費補助があります。

#### ⑪ 精神障害者地域生活支援事業（精神障害者福祉ホーム）

開始年度 平成18年度

内 容 住居を必要としている精神障がい者に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行い地域における自立生活および社会参加を促進します。

実施施設 啓明ホーム

平成25年度予算額 2,880千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

### （4）障害児通所給付

児童福祉法の改正により、平成24年4月から、都道府県に替わり市町村が給付することになりました。

#### ① 児童発達支援

内 容 医療型児童発達支援センター、児童発達支援センター等で、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団適応訓練を行います。

実施状況 平成24年度延利用回数 16,508回、支給額 150,753千円

平成25年度予算額 180,677千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

#### ② 放課後等デイサービス

内 容 学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練を行います。

実施状況 平成24年度延利用回数 5,256回、支給額 44,870千円

平成25年度予算額 49,723千円（身体・知的障がい児）、243千円（精神障がい児）

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

### ③ 保育所等訪問支援

内 容 児童発達支援センター等の職員が、保育所等を利用中の児童に対し、集団生活の適応に必要となる支援を行います。

平成 25 年度予算額 351 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

## (5) 障がい児・者援護事業

### ① 重度心身障害者医療費助成事業

開始年度 昭和 48 年度

内 容 函館市では、重度心身障がい者の方が病院等で診療を受けたときの、保険診療に係る医療費の一部を助成しています。

医療費の助成を受けるためには、事前に「重度心身障害者医療費受給者証」の交付申請手続きが必要です。

対 象 者 ・身体に障がいのある方で、1～3 級の身体障害者手帳をお持ちの方。  
・知的障がいのある方で、IQ50 以下の方。  
・精神障がいのある方で、1 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

※ ただし、対象者の要件に所得制限があります。

主たる生計維持者等の所得額が下表を下回るものが対象要件です。

扶養人数	所得限度額(控除後の額)
0人	6,287,000円
1人	6,536,000円
2人	6,749,000円
3人	6,962,000円
4人	7,175,000円
5人	7,388,000円

助成され る医療費 ・保険内の入院（精神障がいは入院を除く）・通院・調剤・補装具等の費用。

※ ただし、以下のものは「自己負担」となります。

・ 3 歳以上の市民税課税世帯の受給者

「かかった医療費の 1 割」。

(1 ヶ月の上限額 通院：12,000 円，入院：44,400 円)

後期高齢者医療保険 1 割負担の場合は「助成無」。

後期高齢者医療保険の被保険者証をご使用ください。

・ 3 歳未満の受給者，3 歳以上の市民税非課税世帯の受給者

「初診時一部負担金」。

(医科：580 円，歯科：510 円，柔整：270 円)

※ なお、保険外診療，食事療養標準負担額，生活療養標準負担額，訪問看護基本利用料（1 割）は自己負担です。

平成 25 年度予算額 822,701 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 以内の道費補助があります。

## 医療助成費の推移

年度	受給者 年間平均 (人)	年間受診件数		年間助成費(円)		
			1人当り (件)		1人当り (円)	1件当り (円)
22	8,598	188,211	21.9	784,404,353	91,231	4,168
23	8,521	191,020	22.4	778,173,736	91,324	4,074
24	8,458	192,735	22.8	757,376,273	89,546	3,930

### ② 障害者地域活動緊急介護人派遣事業

開始年度 平成13年度

内 容 障がい児(者)を日常的に介護している方に、緊急な出来事などが生じ、介護できない場合に生活支援員を派遣します。

利用登録者 211人

生活支援員 20人

派遣状況

(単位:件)

年度	22	23	24
区分			
派遣件数	21	46	52

平成25年度予算額 111千円

費用の負担 全額市費負担

### ③ ひとり暮らし身体障害者等緊急通報システム

開始年度 平成12年度

内 容 在宅のひとり暮らしの重度身体障がい者に対し、火災・急病その他の緊急時に、簡単な操作で消防本部等に通報できる装置を貸与します。

実施状況

(単位:台)

年度	22	23	24
区分			
台数	10	7	8

平成25年度予算額 151千円

費用の負担 全額市費負担

### ④ じん臓機能障害者通院助成事業

開始年度 平成4年度

内 容 腎臓の機能に障害があり、かつ、旧南茅部町から交付決定を受けた方が、人工透析療法による医療の給付を受けるため、医療機関への通院に要した交通費を助成します。

平成25年度予算額 36千円

費用の負担 全額市費負担

⑤ 子ども発達支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 発達の遅れまたは障がいのある児童とその家族が、日常的に適切な療育や相談指導を受けることができるよう、発達支援センターの機能を整備するとともに、専門的支援を確保することによって、発達支援体制の充実を図ります。

実施施設 おしま地域療育センター

平成 25 年度予算額 2,166 千円

費用の負担 全額市費負担

⑥ 特別障害者手当等

開始年度 昭和 61 年度

内 容 ア 特別障害者手当

20 歳以上で精神または身体に重度の障がいを有し、常時特別の介護を必要とする方に支給します。

イ 障害児福祉手当

20 歳未満で、常時介護を必要とする重度障がい児に支給します。

ウ 福祉手当（経過措置）

昭和 61 年 3 月 31 日福祉手当支給要件該当者であって、「特別障害者手当」および「障害基礎年金」をともに受給できない方に引き続き支給します。

実施状況

(各年度4月1日現在 単位:人,円)

年度 区分	23		24		25	
	受給者数	手当月額	受給者数	手当月額	受給者数	手当月額
特別障害者手当	123	26,340	133	26,260	134	26,260
障害児福祉手当	158	14,330	141	14,280	136	14,280
福祉手当	30	14,330	32	14,280	29	14,280

平成 25 年度予算額 71,878 千円

費用の負担 負担対象額の 4 分の 3 の国庫負担があります。

⑦ 障害者見舞金

開始年度 昭和 46 年度

内 容 10 月 1 日現在，本市に居住する身体障がい児・者 1～3 級または知的障がい児・者重度もしくは中度の方のうち，給与所得や年金収入等がない方，生活保護を受給していない方に見舞金を支給します。

支給額 身体 1・2 級または知的重度 8,000 円  
 身体 3 級または知的中度 5,000 円

実施状況

(単位:件,千円)

区分		22		23		24	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
身体障がい	1・2級	269	2,152	260	2,080	88	704
	3 級	152	760	148	740	64	320
	計	421	2,912	408	2,820	152	1,024
知的障がい	重 度	4	32	5	40	1	8
	中 度	4	20	6	30	2	10
	計	8	52	11	70	3	18

平成 25 年度予算額 1,128 千円

費用の負担 全額市費負担

⑧ 重度身体障害者等タクシー料金助成事業

開始年度 昭和 56 年度 (平成 8 年度改正)

内 容 重度身体障がい者等が通院等にタクシーを利用する場合に，料金の一部（基本料金×年間 36 回）を助成します。

対 象 者 重度身体障がい者のうち，1～3 級の下肢または体幹機能障がい者，1・2 級の視覚障がい者，1 級の内部障がい者および重度知的障がい者

実施状況

区分		22	23	24
交付人員	下肢・体幹	2,901 人	2,502 人	538 人
	視 覚	639 人	541 人	2,410 人
	内 部	2,312 人	2,190 人	2,188 人
	重 度 知 的	454 人	424 人	434 人
	合 計	6,306 人	5,657 人	5,570 人
交 付 枚 数		222,462 枚	197,397 枚	194,490 枚
利 用 枚 数		84,947 枚	85,874 枚	86,435 枚
金 額		39,874 千円	40,337 千円	40,560 千円

平成 25 年度予算額 41,548 千円

費用の負担 全額市費負担

### ⑨ 障害者等外出支援事業（身体・知的障がい者）

開始年度 平成 24 年度

内 容 身体・知的障がい者の公共交通機関の乗車料金の負担を軽減することにより、施設等への通所など外出を支援し、社会活動の促進を図ります。

対 象 者 身体障がい児・者（1～4級）、知的障がい児・者（重度・中度）、特別児童扶養手当受給者

助成内容 ① 施設等通所者

無料利用証を交付

② 施設等通所者以外

年間 36 枚（36,000 円分）を上限として乗車カードを交付

③ 施設等通所者以外で介護人対象者（身体 1 種、身体 2 種で 2 級、視覚 4 級、および音声・言語・そしゃく 3 級、知的重度・中度、特別児童扶養手当受給者）

年間 36 枚（36,000 円分）を上限として介護人専用乗車カードを交付

平成 25 年度予算額 93,839 千円（身体・知的障がい者）

費用の負担 全額市費負担

### ⑩ 障害者等外出支援事業（精神障がい者）

開始年度 平成 24 年度

内 容 精神障がい者の公共交通機関の乗車料金の負担を軽減することにより、施設等への通所など外出を支援し、社会活動の促進を図ります。

助成内容 ① 施設通所者

1・2 級：無料利用証を交付

3 級：半額利用証を交付

② 施設等通所者以外

1・2 級：年間 72 枚（72,000 円分）の乗車カードと交換できる引換券を交付

3 級：年間 72 枚（72,000 円分）の乗車カードを半額で購入できる助成券を交付

平成 25 年度予算額 52,863 千円（精神障がい者）

費用の負担 全額市費負担

### ⑪ 心身障害者扶養共済掛金助成事業

開始年度 昭和 48 年度

内 容 心身障がい児・者をもつ保護者に万一のことがあったとき、保護者に代わって、残された心身障がい児・者に年金（1口加入 2 万円、2口加入 4 万円）を支給する共済制度（道事業）の掛金のうち、規則で定める額を助成します。



助成状況

(単位:人,千円)

年度 区分	22		23		24	
	1口目	2口目	1口目	2口目	1口目	2口目
延人員	1,379	1,135	1,283	1,029	1,131	945
金額	4,008	3,643	3,639	3,328	3,124	3,042

平成25年度予算額 3,408千円(1口目のみ助成に改正)

費用の負担 全額市費負担

(6) 社会参加関連事業

① 障害者のふれあい交流事業

開始年度 平成元年度

内 容 障がい者の見識を広め、社会参加を促進するため、列車を利用し、近郊の緑豊かな自然の中で、レクリエーションなどを通して、障がい者同士の交流やボランティアの人々とのふれあいを深め、有意義な一日を過ごしてもらいます。

参加者 (平成24年度)障がい者等217人、ボランティア等196人

会 場 (平成24年度)森町青葉ヶ丘公園で開催

委託先 (社福)函館市社会福祉協議会

平成25年度予算額 1,551千円

費用の負担 全額市費負担

② ノーマライゼーション推進事業

開始年度 昭和61年度

内 容 ノーマライゼーションの理念を啓蒙・普及することを目的に、一般市民の方が参加できるような各種事業を行います。

実施状況 (平成24年度)ノーマリー教室、障害者週間記念行事等

委託先 (社福)函館市社会福祉協議会

平成25年度予算額 954千円

費用の負担 全額市費負担

③ 福祉副読本の発行

開始年度 平成6年度

内 容 ノーマライゼーションの理念の普及・啓発を図るために、市内の小学5年生全員を対象に、障がい者や高齢者の家族などの体験談(交流)等を記載した副読本を発行・配布します。

作成予定部数 2,300部

平成25年度予算額 1,000千円

費用の負担 全額市費負担

#### ④ 精神保健ふれあい交流事業

開始年度 平成元年度

内 容 精神障がい者の地域への参加や市民の障がい者に対する誤解や偏見を取り除くため、スポーツ大会やレクリエーションを通して、障がい者同士の交流やボランティアの人々とのふれあいを深めます。

参加人数 (平成24年度)

スポーツ大会 195名

ボウリング大会 236名

会 場 スポーツ大会 函館市民体育館

ボウリング大会 ラウンドワン

委託先 特定非営利活動法人 函館レクリエーション協会

平成25年度予算額 329千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

#### (7) 障がい児・者相談援護施策

##### ① 障がい者総合相談窓口

開始年度 平成14年度

内 容 障がい者やその家族等からの保健・福祉などの相談に対して、適切な助言や情報提供を行うとともに、福祉サービスの利用決定を行います。

設置場所 福祉事務所障がい保健福祉課, 亀田福祉課

##### ② 精神保健福祉相談事業

開始年度 平成14年度

内 容 保健師や精神保健福祉相談員が、障がい者やその家族等からの保健・福祉などの相談に対して、助言や情報提供を行うとともに福祉サービスの利用決定を行います。

設置場所 福祉事務所障がい保健福祉課

##### ③ 心の健康相談事業

内 容 心の健康について不安のある方やその家族に対し、月2回専門医がこれからの対応や関わりなどについて個別に助言しています。

費用の負担 全額市費負担

#### ④ 障害者生活支援センター運営事業

開始年度 平成 11 年度

内 容 在宅の障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談および福祉、保健に関する情報の提供を行います。

施設数 2施設

平成 25 年度予算額 15,000 千円

費用の負担 全額市費負担

#### ⑤ 障害者相談員

開始年度 昭和 44 年度

内 容 障がい者に適切な指導助言を行い、障がい者の福祉の増進を図るため、専門の相談員を配置しています。

相談員 身体障害者相談員 24 名、知的障害者相談員 5 名

平成 25 年度予算額 875 千円

費用の負担 全額市費負担

#### ⑥ ろうあ相談員の配置

開始年度 昭和 47 年度

内 容 ろうあ者の職場復帰、社会復帰に必要な相談相手として、助言、指導を行う専門の相談員を配置しています。

相談員 1 名

相談状況

(単位：件)

内容 年度	生活	職業	医療	年金等の 公的手続	その他	計
22	286	4	47	11	388	736
23	279	2	36	7	271	595
24	237	5	21	9	198	470

#### ⑦ 専任手話通訳者の配置

開始年度 昭和 51 年度

内 容 聴覚障がい者とのコミュニケーションを促進するために、手話通訳者を配置しています。

相談員 2 名 (障がい保健福祉課 1 名、亀田福祉課 1 名)

⑧ 知的障害者巡回相談事業 [道事業]

開始年度 昭和 35 年度

内 容 18 歳以上の知的障がい者を対象に医学的および心理学的判定を行い、必要な指導を行います。

実施状況

(単位:回,人)

年度 区分	22	23	24
回数	5	5	6
判定人数	63	79	89

⑨ 精神保健家族セミナー

開始年度 平成 3 年度

内 容 精神障がい者を抱える家族に対して、病気と障がいに対する正しい知識・情報を提供し、家族機能の回復と強化を図ります。また、グループワークを通じて、お互いの悩みを知るとともに、家族同士が支えあい、交流しあえる場となっています。

委 託 先 函館市地域生活支援センター (平成 23 年度より一部委託)

平成 25 年度予算額 116 千円

費用の負担 全額市費負担

⑩ 家族会支援

内 容 精神障がい者家族会の支援を通じて、精神障がい者が地域の中で自主的に生活出来るように支援をしています。

## (8) その他

### ① 税の減免

内 容 所得税，市道民税，自動車税，軽自動車税，自動車取得税，相続税，事業税

### ② 旅客運賃等の割引（精神障がい者を除く）

内 容 ○日本旅客鉄道株（5割） ○市電・函バス（5～10割） ○タクシー（1割）  
○航空運賃（各航空会社にて設定） ○有料道路（5割）

### ③ 放送受信料の減免

内 容 ア 全額免除（障がい者の属する世帯で市民税非課税世帯）  
イ 半額免除（世帯主が視覚もしくは聴覚障がい者，身体障がい1・2級，  
重度の知的障がいまたは精神障がい1級の方）

### ④ 公営住宅の優先入居

対 象 身体障害者手帳1～4級，療育手帳中・重度または精神障害者保健福祉手帳の  
交付を受けている方

### ⑤ 公共施設の使用料減免

内 容 ア 全額免除（身体障害者手帳，療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交  
付を受けている方）  
イ 半額免除（65歳以上の高齢者）

### ⑥ 点字郵便物

内 容 点字のみの内容の郵便物を無料で郵送

### ⑦ 駐車禁止の対象除外

内 容 視覚障がい3級以上と4級の一部，聴覚障がい2～3級，平衡機能障がい3～  
5級，下肢障がい5級以上，上肢障がい1級と2級の一部，運動機能障がいの  
うち上肢機能2級以上（ただし，一上肢のみに障がいがある場合を除く）もしく  
は移動機能障がい5級以上，体幹障がい5級以上，内部障がい3級以上，療育  
手帳A判定，精神障害者保健福祉手帳1級の方または戦傷病者手帳もしくは小  
児慢性特定疾患児手帳の交付を受けた方の一部

### ⑧ スパイクタイヤ

内 容 肢体および内部障がい者本人が運転する場合に，規制免除あり

⑨ 電話番号案内料免除

内 容 身体障害者手帳（視覚障がい1～6級，上肢，体幹機能障がい1・2級，乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい1・2級の方），療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方，戦傷病者手帳の交付を受けている方の一部

⑩ 各種証明書の発行

内 容 障がい者に対して実施している各種割引，減免等の制度を受けるために必要な証明書を発行します。

発行状況 各種証明書の発行状況 (単位:件)

年度	区分	障害者手帳	NHK受信料	自動車税等	有料道路	その他	計
22		10	427	3	576	0	1,016
23		12	413	5	593	0	1,023
24		11	393	5	721	0	1,130

4 はこだて療育・自立支援センター

施設の目的 市立障がい児・者施設であった青柳学園，あおば学園，ともえ学園の3園を統合整備し，平成24年4月から供用を開始しました。

これまで各園で実施してきた事業を継続するとともに，発達障がいの専門医の常勤配置により，療育体制を強化するなど，統合によるメリットを生かし，障がい児・者の福祉を推進する中核的な機能を有する施設として運営していくものです。

敷地面積 4,736.72 m<sup>2</sup>

延床面積 4,588.20 m<sup>2</sup>

構造等 鉄筋コンクリート造2階建て

所在地 函館市湯川町2丁目39番26号

共通設備 玄関，ふれあいホール，情報コーナー，相談室2室，多目的ホール，会議室

平成25年度予算額 88,475千円（人件費除く）

費用の負担 利用料一部負担および給食費・特定費用分

## 実施事業

### ① 医療型児童発達支援センター事業

- 事業所名称 はこだて療育・自立支援センター はぐみ  
利用定員 1日20名（契約者数 28名（H25.8.1現在））  
内 容 運動発達に遅れや障がいのある児に対し、日常生活における基本的な動作や、知識技能の習得を目的とし、それぞれの身体・精神の状況や、その置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導・訓練・治療を行います。  
設 備 保育室2室、理学療法室3室、作業療法室、言語聴覚療法室、準備室、トイレ、食堂等

### ② 児童発達支援事業

- 事業所名称 はこだて療育・自立支援センター つぼみ  
利用定員 1日20名（契約者数 36名（H25.8.1現在））  
内 容 成長や発達に不安や遅れのある児にに対し、日常生活における基本的な動作や、知識技能の習得を目的とし、それぞれの身体・精神の状況や、その置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導・訓練・治療を行います。  
設 備 保育室2室、個別支援室1室、訓練用トイレ、準備室・授乳スペース、食堂

### ③ 生活介護事業

#### ア

- 事業所名称 はこだて療育・自立支援センター あおやぎ  
利用定員 1日20名（契約者数 55名（H25.8.1現在））  
内 容 主として身体に障がいのある者に対して、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつおよび食事の介護、創作活動または生産活動の機会等を提供します。  
設 備 社会適応訓練室2室、日常生活訓練室1室、多目的室、静養室、食堂、浴室・脱衣室、男女トイレ等

#### イ

- 事業所名称 はこだて療育・自立支援センター ともえ  
利用定員 1日20名（契約者数 22名（H25.8.1現在））  
内 容 主として知的障がいのある者に対して、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつおよび食事の介護、創作活動または生産活動の機会等を提供します。  
設 備 訓練室4室、多目的室、食堂、浴室・脱衣室、男女トイレ、男女更衣室等

### ⑤ 自立訓練（生活訓練）事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター ライフあおば  
利用定員 1日6名（契約者数 3名（H25.8.1現在））  
内 容 障がいの状況から自立生活が困難な者に対して、有期限のプログラムに基づき、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練等を行います。  
設 備 自立訓練室、（準備室、トイレ、多目的室、静養室、シャワー室、更衣室、洗濯室・乾燥室はワークあおばと共用）

### ⑥ 就労継続支援B型事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター ワークあおば  
利用定員 1日30名（契約者数 33名（H25.8.1現在））  
内 容 継続した就労機会を提供し、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。  
設 備 作業訓練室3室、食堂（準備室、トイレ、多目的室、静養室、シャワー室、更衣室、洗濯室・乾燥室はライフあおばと共用）

### ⑦ 診療所

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター診療所  
診療科目 小児科、精神科、整形外科、リハビリテーション  
内 容 予約制で中学生までを対象として、運動・精神発達や心の問題についての診療・検査・訓練などを行います。

### ⑧ 日中一時支援事業

利用定員 1日10名（契約者数 39名（H25.8.1現在））  
内 容 障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するため、見守り、社会に適応するための訓練等を行います。  
設 備 「はぐみ」および「つぼみ」の保育室等を利用

### ⑨ 幼児ことばの教室

教室名称 函館市幼児ことばの教室「ゆう」  
利用定員 1日10名（契約者数 1名（H25.8.1現在））  
内 容 ことばやコミュニケーションの発達に不安のある子どもを対象に、小グループによる遊びや活動の場を提供し、保護者の相談を受け、子どもの発達を促し、保護者の不安を解消することを目的としています。